



金 沢 市 公 報

号外第9号の7

平成27年(2015年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●訓令甲	
○行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程 (行政経営課)	1
○金沢市副市長事務分担規程の一部改正について (職 員 課)	2
○職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (")	2
●告 示	
○金沢市財団等連絡会議設置要綱の一部改正について (行政経営課)	3
○金沢市不祥事防止対策委員会設置要綱の一部改正について (職 員 課)	3
○金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (商業振興課)	3
○金沢市木の家づくり奨励金交付要綱の一部改正について (森林再生課)	3
○金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱の一部改正について (福祉総務課)	3
○金沢市子育て世帯臨時特例給付金の支給に関する要綱の一部改正について (")	4
○金沢市私道整備費補助金交付要綱の一部改正について (道路管理課)	5
○金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱の一部改正について (住宅政策課)	5
○金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱の一部改正について (")	5

○いい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱の一部改正について (")	5
○金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について (建築指導課)	5
○金沢市既存建築物露出アスベスト分析調査費補助金交付要綱の廃止について (")	8
●教育委員会規則	
○金沢市教育委員会公告式規則及び金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)	8
○金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則 (")	8
○金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (")	9
○金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則 (")	9
○金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則 (市立工業高等学校)	9
○金沢市図書館規則の一部を改正する規則 (図書館総務課)	10
●教育委員会規則告示	
○平成14年教育委員会告示第1号(教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定について)の一部改正について (教育総務課)	12
○金沢市立工業高等学校学則の一部改正について (市立工業高等学校)	12

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程

(金沢市職員記章帯用規程の一部改正)

第1条 金沢市職員記章帯用規程(昭和6年規程第225号)の一部を次のように改正する。

第8条中「職員課」を「人事課」に改める。

(金沢市役所当直規程の一部改正)

第2条 金沢市役所当直規程(昭和23年訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

第14条中「健康総務課長」を「健康政策課長」に改める。

(金沢市職員任用規程の一部改正)

第3条 金沢市職員任用規程(昭和28年訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「職員課長」を「人事課長」に改める。

(職員服務規程の一部改正)

第4条 職員服務規程(昭和31年訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「職員課長」を「人事課長」に改める。

第14条中の見出し中「願」を「願い」に改め、同条中「及び服務等」を「、服務等」に、「願」を「願い」に、「職員課長」を「人事課長」に改める。

(服務記録整理規程の一部改正)

第5条 服務記録整理規程(昭和31年訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職員課」を「人事課」に改める。

第8条第1項、第9条及び様式第3号中「職員課長」を「人事課長」に改める。

(金沢市職員懲戒審査会規程の一部改正)

第6条 金沢市職員懲戒審査会規程(昭和47年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第9条中「職員課」を「人事課」に改める。

(金沢市職員証規程の一部改正)

第7条 金沢市職員証規程(平成13年訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

第6条中「職員課」を「人事課」に改める。

(金沢市不祥事防止対策本部規程の一部改正)

第8条 金沢市不祥事防止対策本部規程(平成22年訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務局職員課」を「総務局人事課」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

金沢市副市長事務分担規程(平成8年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第2号中ケをコとし、力からクまでをキからケまでとし、オの次に次のように加える。

カ 危機管理監に関する事務

第2条第3号中キ及びクを削り、ケをキとし、同キの次に次のように加える。

ク 市立病院に関する事務

第2条第3号コを同号ケとする。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程(昭和34年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

別表保育所に勤務する職員の項を次のように改める。

保育所に勤務する職員	日勤	1週間当たり38時間45分勤務とし、その割振り及び時限はこども政策推進課長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、こども政策推進課長が定める。	勤務時間6時間を超え7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上のときは1時間とし、その時限は、こども政策推進課長が定める。
------------	----	--	-----------------------------------	--

別表中「職員課長」を「人事課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第117号

金沢市財団等連絡会議設置要綱（平成22年告示第226号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

別表第1中「公益社団法人金沢職人大学校 金沢市土地開発公社」を「公益社団法人金沢職人大学校」に改める。

別表第2中「職員課長」を「人事課長」に、「健康総務課長」を「健康政策課長」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

●金沢市告示第118号

金沢市不祥事防止対策委員会設置要綱（平成22年告示第225号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第7条中「総務局職員課」を「総務局人事課」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

●金沢市告示第119号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附則第3項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

●金沢市告示第120号

金沢市木の家づくり奨励金交付要綱（平成16年告示第58号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

●金沢市告示第121号

金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱（平成26年告示第73号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第3条第1項第1号中「平成26年1月1日」を「平成27年1月1日」に改め、同項第6号中「平成26年度分」を「平成27年度分」に改め、同条第2項第1号中「平成26年3月31日」を「平成27年10月1日」に改め、同項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「平成26年3月31日」を

「平成27年10月1日」に改め、同項第3号及び第4号中「平成26年3月31日」を「平成27年10月1日」に改め、同条第6項第1号中「。以下この号において「障害者虐待防止法」という。」を削り、「、障害者虐待防止法」を「、同法」に改め、同項第2号中「。以下この号において「高齢者虐待防止法」という。」を削り、「、高齢者虐待防止法」を「、同法」に改める。

第4条第1項中「10,000円」を「6,000円」に改め、同条第2項を削る。

第8条第3項中「当該臨時福祉給付金」を「当該者に係る臨時福祉給付金」に改める。

第11条第1項中「(次項において「不当利得」という。)」を削り、同条第2項を削る。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

●金沢市告示第122号

金沢市子育て世帯臨時特例給付金の支給に関する要綱(平成26年告示第74号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 平成27年6月分の児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当(以下「児童手当」という。)の支給を受ける者

イ 平成27年5月31日(以下「基準日」という。)において児童手当の支給要件に該当するものとして市長が認める者

第2条第2号ウ中「及びこのウの規定により子育て世帯臨時特例給付金の支給の対象となる者(同表の1の項及び3の項の右欄に掲げる者に限る。)」に係るア又はイに規定する者の平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額以上である場合に該当する者」を削り、同条第3号ア中「平成26年1月分」を「平成27年6月分」に改め、同号イ中「支給される平成26年2月分の児童手当に」を削る。

第3条中「10,000円」を「3,000円」に改める。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 本市から平成27年6月分の児童手当を支給される者

第5条第1項第2号中オを削り、エをオとし、ウをエとし、イを削り、同号ア中「市町村の」を「本市の」に、「もののうち、本市に対して同法第24条に規定する転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届(同条の規定による届出をいう。)をした者であって、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届(同法第22条第1項の規定による届出をいう。)をしたもの」を「者(カに掲げる者に該当する者を除く。)」に改め、同アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 第2条第2号アに規定する者のうち、児童手当法第17条第1項に規定する公務員であって、当該公務員に係る同項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の認定をした同法第17条第1項の表の下欄に掲げる者その他これらの者に準ずる者に基準日において当該公務員が本市の住民基本台帳に記録されている者として把握されているもの

イ 第2条第2号イに規定する者のうち、基準日において本市の住民基本台帳に記録されている者(カに掲げる者に該当する者を除く。)

第5条第1項第2号カ中「同法附則第2条第3項において準用する場合を含み、当該配偶者が監護し、かつ、生計を同じくする全ての対象児童が15歳に達する日以後の最初の2月28日を経過した日以後である」を「市長が適当と認める」に改める。

別表第1の2の項中「対象児童」を「基準日における児童手当(児童手当法附則第2条第1項の給付を含む。以下この項において同じ。)の支給要件に該当する者に係る児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。)」に、「児童手当法」を「同法」に改め、「が把握した場合(その後施設入所等児童でなくなったことを市町村が把握した場合において、この項の右欄に掲げる者に対して子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定されていないときを除く。)」を「その他の当該支給要件に該当する者を基準日における児童手当の支給要件に該当するものとして認める市町村が把握した場合」に改める。

別表第2第1項中「基準日」の次に「の翌日」を加え、同表第2項から第6項までを削り、同表第7項中「住民基本台帳法」の次に「(昭和42年法律第81号)」を加え、同項を同表第2項とする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

●金沢市告示第123号

金沢市私道整備費補助金交付要綱（昭和51年告示第24号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第4条の表第2号の項中「10分の7」を「10分の5」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成27年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第124号

金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（平成16年告示第59号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

●金沢市告示第125号

金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱（平成18年告示第76号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

●金沢市告示第126号

いい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱（平成16年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

●金沢市告示第127号

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成16年告示第61号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第3条に次の1項を加える。

2 次条第2項の規定により認定の通知を受けた者の補助金は、毎年度、当該年度において完了した部分について交付するものとする。

第6条を第10条とし、第5条を第9条とし、第4条を第8条とし、第3条の次に次の4条を加える。

（全体計画の認定等）

第4条 耐震改修工事（当該耐震改修工事の期間が複数年度にわたるものに限る。）の補助金の交付を受けようとする者は、当該耐震改修工事に着手する前に、全体計画認定申請書（様式第1号）により市長に申請し、補助金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る計画の認定が法令、予算等で定めるところに違反しないかどうか等を調査し、補助金の交付の対象となる計画であると認定したときは、その旨を当該申請した者に通知するものとする。

（全体計画の変更認定申請等）

第5条 前条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、全体計画変更認定申請書（様式第2号）により市長に申請し、当該計画の変更の認定を受けな

なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(計画の廃止)

第6条 第4条第1項の認定を受けた者は、同条第2項の規定による認定の通知があった日以後において、当該認定に係る計画を取りやめようとするときは、全体計画廃止届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(全体計画の認定の取消し)

第7条 市長は、第4条第1項の認定を受けた者(第5条第1項の規定による計画の変更の認定により新たに当該計画の認定を受けたこととなる者を含む。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたとき。
- (2) 当該認定に係る計画の内容と異なる工事を行ったとき。
- (3) 第4条第2項の規定による認定の通知のあった日から1年を経過してもなお補助金の交付の申請を行わないとき。
- (4) 前条に規定する届出書の提出があったとき。

別表中「(第4条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同表の次に次の3様式を加える。

様式第1号(第4条関係)

全 体 計 画 認 定 申 請 書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

㊞

補助金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱第4条第1項の規定により申請します。

1 対象建築物の概要

1	対象建築物の名称	
2	対象建築物の所在地	
3	事業実施期間	着手予定 年 月 日
		完了予定 年 月 日
4	用途	
5	構造	
6	階数	
7	延べ面積	

2 複数年度にわたる理由

--

3 事業費

全体計画額	年度別計画	
	年度出来高予定額	年度出来高予定額
円	円	円

(宛先) 金沢市長 計画の認定に必要な税関係情報の記録を市長が調査することに同意します。	年 月 日
申請者	住所 氏名 ⑩

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 計画に係る位置図、配置図及び各階平面図
- (2) 現況の各階平面図及び現況写真
- (3) 工程表
- (4) 見積書（工事全体のものに限る。）の写し
- (5) 検査済証の写し
- (6) 耐震改修工事の計画が、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が適切であると認めた者が証する書類の写し
- (7) その他市長が必要があると認める書類

様式第2号（第5条関係）

全 体 計 画 変 更 認 定 申 請 書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 ⑩

年 月 日付け 収 第 号で認定の通知を受けた全体計画の内容を変更したいので、金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

1 対象建築物の所在地		
2 変更の内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	

備考 次に掲げる書類のうち変更しようとするものを添付してください。

- (1) 計画に係る位置図、配置図及び各階平面図
- (2) 工程表
- (3) 見積書（工事全体のものに限る。）の写し
- (4) その他市長が必要があると認める書類

様式第3号（第6条関係）

全 体 計 画 廃 止 届 出 書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所
氏名 ⑩

年 月 日付け 収 第 号で認定の通知を受けた全体計画を取りやめたいので、金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

●金沢市告示第128号

金沢市既存建築物露出アスベスト分析調査費補助金交付要綱（平成19年告示第62号）は、廃止する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会公告式規則及び金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市教育委員会公告式規則及び金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則（金沢市教育委員会公告式規則の一部改正）

第1条 金沢市教育委員会公告式規則（昭和29年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

（金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正）

第2条 金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表第2号の項中
「教育総務課（職員を含む場合に限る。）」を「教育総務課（職員を含む場合に限る。）
行政経営課
市民協働推進課」に改め、

同組織及び人事管理の表第8号の項及び第10号の項中「職員課」を「人事課」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「グループ」を「係」に、「企画庶務グループ 施設管理グループ 施設整備グループ 学校事務グループ 学校給食グループ」を「企画庶務係 施設管理係 施設整備係 学校事務係 学校給食係」に、「学校職員グループ」を「学校職員係」に、「企画庶務グループ 小学校指導グループ 中学校指導グループ」を「企画庶務係 小学校指導係 中学校指導係」に、「企画庶務グループ 地域教育グループ 青少年教育グループ」を「企画庶務係 地域教育係 青少年教育係」に、「図書館総務グループ」を「図書館総務係」に、

地域教育センター	地域教育グループ
----------	----------

を

地域教育センター	地域教育係
----------	-------

に、「研修グループ 教育相談グループ」を「研修係 教育相談係」に改め、同条第2項中「グループ」を「係」に改める。

第3条第4項中「グループ長」を「係長」に改める。

第5条中「各課」を「各課等」に、「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「課・グループ」を「課等・係」に、「企画庶務グループ」を「企画庶務係」に、「他グループ」を「他係」に、「施設管理グループ」を「施設管理係」に、「施設整備グループ」を「施設整備係」に、「学校事務グループ」を「学校事務係」に、「学校給食グループ」を「学校給食係」に、「学校職員グループ」を「学校職員係」に、「小学校指導グループ」を「小学校指導係」に、「中学校指導グループ」を「中学校指導係」に改める。

第6条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、「企画庶務グループ」を「企画庶務係」に、「他グループ」を「他係」に、「地域教育グループ」を「地域教育係」に、「青少年教育グループ」を「青少年教育係」に、「図書館総務グループ」を「図書館総務係」に改める。

第7条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、「地域教育グループ」を「地域教育係」に、「研修グループ」を「研修係」に、「教育相談グループ」を「教育相談係」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第4号

金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会職員職名規則（昭和28年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「課長補佐 グループ長」を「課長補佐」に、「主任管理主事 管理主事」を「主任管理主事 管理主事 係長」に改め、同項第3号中「主査 管理主任」を「主査」に改め、同条第2項中「管理主任及び」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第5号

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則

金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第22条の4の見出し中「グループ」を「係」に改め、同条第1項及び第2項中「庶務グループ」を「庶務係」に改める。

第22条の5第3項中「グループ長」を「係長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第6号

金沢市図書館規則の一部を改正する規則

金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項の表中

グ ル ー プ		係	
庶務グループ サービスグループ 資料グループ 近世史料グループ	を	庶務係 サービス係 資料係 近世史料係	に
庶務グループ サービスグループ 児童サービス グループ 資料グループ		庶務係 サービス係 児童サービス係 資料係	
庶務グループ 児童サービスグループ		庶務係 児童サービス係	
庶務グループ サービスグループ 児童サービス グループ 資料グループ		庶務係 サービス係 児童サービス係 資料係	

改め、同条第2項中「グループに」を「係に」に、「グループ長」を「係長」に改める。

第19条第4項中「グループ長」を「係長」に改める。

第20条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中

図書館・グループ		分 掌 事 務	
玉川図書館	庶務グループ	1 玉川図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 金沢市図書館協議会に関する事項 4 他グループに属しない事項	を
	サービスグループ	1 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の利用に関する事項（近世史料グループが所管する事項を除く。）	

図書館・係		分 掌 事 務	
玉川図書館	庶務係	1 玉川図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 金沢市図書館協議会に関する事項 4 他係に属しない事項	に、
	サービス係	1 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の利用に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。）	

資料グループ	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（近世史料グループが所管する事項を除く。）	を
--------	--	---

資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（近世史料係が所管する事項を除く。）	に、
-----	---	----

「近世史料グループ」を「近世史料係」に、

泉野図書館	庶務グループ	1 泉野図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他グループに属しない事項	を
	サービスグループ	1 図書館資料の利用に関する事項（他グループが所管する事項を除く。）	

泉野図書館	庶務係	1 泉野図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項	に、
	サービス係	1 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。）	

「児童サービスグループ」を「児童サービス係」に、

資料グループ	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項（児童サービスグループが所管する事項を除く。） 3 海外資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項（児童サービスグループが所管する事項を除く。）	を
--------	---	---

資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。） 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 海外資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。）	に、
-----	---	----

玉川こども図書館	庶務グループ	1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他グループに属しない事項	を
----------	--------	--	---

玉川こども図書館	庶務係	1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項	に、
----------	-----	---	----

金沢海みらい図書館	庶務グループ	1 金沢海みらい図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他グループに属しない事項	を
	サービスグループ	1 図書館資料の利用に関する事項（他グループが所管する事項を除く。）	

金沢海 みらい 図書館	庶務係	1 金沢海みらい図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項	に、
	サービス係	1 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。）	
	資料グルー プ	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービスグループが所管する事項を除く。）	を
	資料係	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービス係が所管する事項を除く。）	に

改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第10号

平成14年教育委員会告示第1号（教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定について）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から効力を有するものとします。

平成27年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

「第19条」を「第18条」に、「総務企画」を「企画庶務」改める。

●金沢市教育委員会告示第11号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

第26条第1項中「8月分及び」を削り、「それぞれの」を「その」に改める。

別表第1項の表中

2	3	5
---	---	---

 を

3	3	6
---	---	---

 に、

数 学	数学Ⅰ	3			3	を
	数学Ⅱ		2 a 4 b	2 a	4	
	数学Ⅲ			4 b	0, 4	
	数学A			2 b	0, 2	

数 学	数学Ⅰ	4			4	に、
	数学Ⅱ		3 a 4 b	2 a	4, 5	
	数学Ⅲ			4 b	0, 4	

物理基礎		2		2	を
------	--	---	--	---	---

物理基礎		3		3	に、
------	--	---	--	---	----

3			3	を
	2	2	4	

4			4	に、
	3 a 2 b	2	4, 5	

		3	3	を
	3	3	6	
3	2	2	7	
3			3	
	2		2	
	2		2	
	2 a	2 a	0, 4	
2	2	2	6	
	2 a	2 a	0, 4	

		4	4
	3	3	6
2	2		4
2			2
2			2
	2 a		0, 2
		2	2
	2	3	5
	2	2 a	2, 4

に改め、同表第2項の表中

	2 a 4 b	2 a	4
		4 b	0, 4
		2 b	0, 2

を

	4	2 a	4, 6
		4 b	0, 4
2			2

に、

	コミュニケーション英語Ⅱ		2	2	4
	英語表現Ⅰ		2 b		0, 2
	英語会話			2 b	0, 2

を

	コミュニケーション英語Ⅱ		2	2	4
--	--------------	--	---	---	---

に、

5 a 3 b	6, 8
---------	------

を

6	9
---	---

に、

「

情報技術基礎	2	
--------	---	--

」を「

情報技術基礎		2
--------	--	---

」に、

「

電気機器		2	2	4
------	--	---	---	---

」を

「

電気機器		2	3	5
------	--	---	---	---

」に、

「

電子技術		2 a	2 a	0, 4
電子計測制御		2 a	2 a	0, 4
コンピュータシステム技術			2 a	0, 2

」を

「

電子技術			2 a	0, 2
電子計測制御			2 a	0, 2

」に改め、同表第3

項の表中 「

2	3	5
---	---	---

」を「

3	2	5
---	---	---

」に、

「

数学A			2 b	0, 2
-----	--	--	-----	------

」を

「

数学A	2			2
数学B		2		2

」に、

実習		3	3	6
製図			2	2
工業数理基礎	3			3
情報技術基礎	3			3
電気基礎	2			2
電子技術		2	2 a	2, 4
電子計測制御		2 a		0, 2
通信技術			2 a	0, 2
プログラミング技術		4		4
ハードウェア技術		2 a	2 a	0, 4
ソフトウェア技術			2 a	0, 2
コンピュータシステム技術		2	2	4

を

実習		4	4	8
製図	2		2 a	2, 4
情報技術基礎	2			2
電気基礎	2	2	2	6
電子技術		2 a	2 a	0, 4
電子情報技術		2	2	4
デザイン技術			2	2
電子回路		2 a	2 a	0, 4

に改め、同表第4

項の表中

数学A			2 b	0, 2
-----	--	--	-----	------

を

数学A	2			2
-----	---	--	--	---

に、

5		を	3	2	に、
---	--	---	---	---	----

建築法規		2	2 a	2, 4	を
------	--	---	-----	------	---

建築法規			2	2	に改め、同表第5項の表中
------	--	--	---	---	--------------

数学A			2 b	0, 2	を
-----	--	--	-----	------	---

数学A	2			2	に、
-----	---	--	--	---	----

物理基礎		2		2	を
------	--	---	--	---	---

物理基礎		3		3	に、
------	--	---	--	---	----

3	3	3	9	を
	3	2	5	

2	3	3	8	に、
	2	2	4	

3	3		6	を
---	---	--	---	---

2	3		5	に、
---	---	--	---	----

土木構造設計			2 a	0, 2	を
--------	--	--	-----	------	---

土木構造設計			2	2	に改め、同表の備考第1項中「専
--------	--	--	---	---	-----------------

門類型」を「専門重視コース」に、「進学類型」を「数英重視コース」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成27年4月1日に現に第2学年及び第3学年に在学する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

平成27年(2015年)3月31日 印刷
平成27年(2015年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄